

建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(許可申請書の添付図書等)

第十二条 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する規則で定める図書

又は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法の規定による許可の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

	(イ)	(ロ)
	(一)～(四) 略	
(五)	第五十五条第三項若しくは第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第六十条の二第一項第三号、第六十条の二の二第二項第二号若しくは第三項ただし書、第六十条の三第二項第三号若しくは第二項ただし書又は第六十八条第一項第二号	略

2以下 略

(認定申請書の添付図書等)

第十二条の二 省令第十条の四の二第一項に規定する規則で定める図書又

は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法及び令の規定による認定の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

	(イ)	(ロ)

旧

(許可申請書の添付図書等)

第十二条 同上

	(イ)	(ロ)
	(一)～(四) 略	
(五)	第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第六十条の二第一項第三号、第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、第六十条の三第二項第三号若しくは第二項ただし書又は第六十八条第一項第二号	略

2以下 略

(認定申請書の添付図書等)

第十二条の二 同上

	(イ)	(ロ)

2 以下 略

(一) 略	(二) 法第四十四条第一項第三号、 <del>法第五十二条第六項第三号、</del> 法 第六十八条の三第七項又は令第 百三十一条の二第二項若しくは 第三項	略
(三) 以下 略		

2 以下 略

(一) 略	(二) 法第四十四条第一項第三号、 法第六十八条の三第七項又は令 第百三十一条の二第二項若しく は第三項	略
(三) 以下 略		